

市会議案第9号

後期高齢者に対する医療費の窓口負担割合の引上げを行わないことを求める意見書

上記の議案を提出する。

令和3年3月23日提出

吹田市議会議員 川本 均

同 山根 建人

同 玉井美樹子

## 後期高齢者に対する医療費の窓口負担割合の引上げを行わないことを求める意見書（案）

政府は、本年2月、2022年度（令和4年度）の後半に、課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上の後期高齢者に対して、その医療費の窓口負担割合を、現行の1割から2割に引き上げる医療制度改革関連法案を閣議決定した。

厚生労働省の試算では、2割負担の対象者は約370万人で、窓口負担額の年間平均は、これまでより一人当たり3万4,000円増加すると推計している。配慮措置として、外来受診の負担を抑制する措置を講じているが、軽減額は年間平均で約8,000円にとどまるものであり、期間も3年間に限定されている。

後期高齢者の多くは、年齢が進むにつれ、複数の医療機関を受診せざるを得ず、受診回数も増えるため、年収に占める窓口負担額の割合は、40代や50代と比べて、3倍以上となっている。

後期高齢者は、医療、介護の保険料の負担も大きく、公的年金の支給額が抑制され、収入の増加が見込めない。その状況の中、医療費の更なる負担を強いることは、必要な医療を受けることを妨げ、早期発見・治療の遅れを招き、重症化を引き起こすことにもなりかねない。日本医師会も、コロナ禍での受診控えによる健康への影響が懸念される中で、窓口負担割合を引き上げるとは、更なる受診控えを生じさせかねず、後期高齢者に追い打ちを掛けるべきではないとしている。

厚生労働省は、誰もが安心して適切な医療を受けることができる国民皆保険制度を掲げているが、窓口負担割合の引上げは、その制度の趣旨に反するものである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、後期高齢者に対する医療費の窓口負担割合の引上げを行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

吹 田 市 議 会